

愛媛県中予地方局市町政策支援窓口設置要領

(目的)

第1 愛媛県中予地方局（以下「地方局」という。）と管内各市町との連携強化を図り、各市町の発展的な政策立案と主体的な行政運営を支援するとともに、地方局と管内各市町が双方向の情報共有を進めるため、「愛媛県中予地方局市町政策支援窓口」（以下「支援窓口」という。）を設置する。

(業務)

第2 支援窓口の業務は次のとおりとする。

- (1) 各市町の政策立案及び行政運営に対する支援、助言
- (2) 各市町の行政課題に係る地方局内調整
- (3) 各市町における地域ニーズの把握

(体制)

第3 支援窓口は、愛媛県中予地方局地域産業振興部地域政策課に設置し、同課の職員がその業務に当たる。なお、業務の一貫性を確保するとともに責任を明確にする観点から専任担当制を採用し、各職員の担当区分は次表のとおりとする。

市町名	専任担当者職・氏名	
松山市	市町支援係長	桑村 剛
	主 事	片山 未都
伊予市	地域振興係長	花岡 副武
	主 事	本田 智紀
東温市	主 事	片山 未都
	主 事	井口 貴博
久万高原町	市町支援係長	桑村 剛
	主 事	今村 桜子
松前町	企画調整係長	清家 伸也
	主 事	菊池 美里
砥部町	主 事	井口 貴博
	主 事	菊池 美里

(運営)

第4 専任担当者は、その業務の処理に当たり必要があるときは、地方局内の各部所室をはじめとする関係機関等に対して、資料の提供及びその他の協力を求めることができる。なお、地方局の各部所室は、本趣旨を理解し専任担当者の求めに応じて必要な協力を行うものとする。

附 則

この要領は、平成20年7月1日から施行する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 2 年 9 月 30 日から施行する。

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 3 年 12 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。